

2 回の文部科学省交渉での文科省の回答比較表（問題別）

2001年12月12日の交渉	2002年2月14日の交渉
<p>1. 憲法・教育基本法との関連</p> <p>前回も話したようにこの交付金制度は、あくまで地方公共団体が「こういうことをやりたいんだ」という発意をもって、自主的主体的に取り組むプログラムに対して資金提供という形で支援する。決してこちらから押しつけたり強制したりするようなものではない。そういうことがしたくないのであれば、補助教材とか講師の派遣が必要ないというのであれば、申請してこないわけだから、申請してこなければ当然支援の資金を提供することはできません。ということであってあくまで自治体の主体性に任されている。自由に任されている。で指摘されている「学問の自由」とか「人格の完成を目指す」という精神に反しているとは私たちは考えていない。</p> <p>省庁再編の結果合体したために学校行政が原子力推進行政に服するとか、どっちがどっちの上にあるというのはなく社会の基盤となっている問題、それから学習指導要領で正しく教えましょうとなっている問題について考えてもらうための材料提供でございます。何度も申し上げましたように、押し付けではなく主体性に応じて支援させていただく。不当な支配というご指摘は適切ではない。</p> <p>教育基本法の話がありましたが、学習指導要領に定めている内容というのは、もちろん原子力を含めエネルギー問題についても考えさせるといのが内容として盛り込まれていますが、これは基本的に学習指導要領に盛り込まれている内容は、国民として必要な基礎、基本として、これは必要であるということで文部科学省が大臣の告示として示しているものであるというふうに理解している。</p>	<p>「一方的な観念を押しつけたり強制したり」とか「特定の政策の宣伝・教育を促す」「事実上強制する」というようなことが、原子力・エネルギー教育支援事業交付金の中で行われるんじゃないかという記述があるが、決して押しつけや強制をするプログラムじゃなくて交付金事業という形で、自治体の主体的な取り組みを支援するためのもの。自治体の発意に基づく企画、計画がありそれが申請されて子どもが申請に対して交付金を提供するというもの。決して統一的な指導をするということは考えていない。</p> <p>ということでありますので、憲法や教育基本法の精神に反するというようなことは、ないのではないかと、こういう風に思っている。</p> <p>教育を司っている国は教育内容について決定する権利を有していると考えられている。従いまして教育内容に関するものに関して、（不当なもの？）でない限りにおいては国が定めることができると考えておきまして、（聞き取り不能）今回の制度に関して鑑みてみると、先ほど説明しましたように、そもそも一律に押しつけるものでもないし、学校等から希望があった場合にこれを支援する制度であるのでこれには当たらないということになる。これに関してはまさにご指摘の旭川学テ判決の判例の中に「一般に社会的公共的な問題について国民の意思を組織的に決定・実施すべき立場にある国は、国政の一部としてひろく適正な教育政策を樹立・実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有」しているものという判例をされている。</p> <p>ご指摘の点を引かれていところだが、「許されない」と解することができる」と確かに書いてあるが、この判例続きがあって「これらのことは、前述のような子どもの教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定機能を否定する」ものではないとされておりまして、一般的に許される範囲すなわち、国の正当な理由に基づく合理的な決定権能の範囲であれば許されると考えている。</p> <p>なお、今回の事例にかえり見ますと、先ほど申しましたように今回の事例に関しても問題ないと文部科学省として考えている。</p> <p>同様に、2番目の教育の内容がどこまで決定されるかという点で、最高裁判決では同様に国の教育内容について決定できるということの前提にし、「許容される目的のために必要かつ合理的と認められる」ならば「たとえ教育の内容及び方法」「であっても」「同条の禁止するところではないと解するのが」適当であるという判断が示されているので、教育基本法の10条に照らしても特に問題はないと考えている。</p> <p>教育基本法との関連から言うと、先ほどの判決を引くことになるが、学習指導要領は学テ中学校事件最高裁判決においても全国的な教育課程の基準として、必要かつ合理的な基準として、是認できるとされていますから、これの範囲内で行われるものであれば教育基本法の規定とは齟齬をきたさないものと我々は考えている。</p> <p>個人的な意見になりますけど、教育は国の一番の基盤だと思います。</p> <p>どういう国かっていうことじゃなくて、そしてもう一つ言わせていただければ国がちゃんと存立して行くためには、多様性が必要。その中にいるんな思想がありいるんな種類の人がいて、いろんな活動をすると。それが（シテキ？）であればあるほどその国は強く生き残れるというふうに思っています。</p>

	<p>私の個人的な意見じゃないということであれば、教育基本法に基づくものが教育だと思います。教育は教育基本法の第1条に基づきまして、人格の完成をめざして、平和的な国家や社会の形成者として（拍手）、正義を愛して個人の価値を尊んで、勤労と責任を重んじ、自主的な精神に満ちた心身とともに健全な国民の育成を期しておこなうものと。それが教育と。</p>
<p>2. 長計と交付金の関係 発案はこの前も説明したとおり昨年11月の原子力委員会の長計に、教育問題の重要性が指摘され、それを実現するためだ。</p> <p>原子力委員会の指摘だ。原子力委員会はもともと総理府にありました。</p> <p>そうではありません。長計ができる過程においては各省庁に聞いているから、発案ではなかったかも知れないが、みんな評価している。ちなみに原子力委員会はいま内閣府にある。</p> <p>、原子力長計との関係。そのように説明したとおりだが、交付金の創設は長計の指摘を踏まえたものである。原子力委員会は6つの分科会に分かれて、国民・社会と原子力、エネルギーとしての原子力利用、高速増殖炉関連技術の将来展開、未来を開く先端的研究開発、国民生活に貢献する放射線利用、新しい視点に立った国際的展開、この分科会に分かれて長い議論を経た後とりまとめられたものだ。それでそれぞれの分科会は座長と委員があり、その中には、もちろん原子力関係者は居るが、地元の方、市町村の方ですね、作家とか評論家、法曹界の方、それから一般の大学の原子力と関係ない先生方、よその国の原子力参事官とか、いろんな人が参加し知恵を絞って取りまとめられたものだ。消費生活アドバイザーとか。様々な分野の方々に集まってもらった。原子力分野の開発利用計画だが原子力分野の人たちで閉じて議論がなされたものではない。もちろんマスコミ関係者も入っている。そういう開発利用計画に沿って、我々今後原子力行政を進めていきたい。原子力教育交付金予算も然りだ。</p>	<p>長計、ここに長く抜き刷りしていただいているように、私どもも科学技術の振興の一環として、その一部として原子力開発利用を進めている立場ですので、この原子力長計のご指摘に従って、新しい指導要領のもとで、さらに新設された総合学習の時間を活用して、正しい知識、正確なデータが伝えられて、子供たちのエネルギーとか原子力に対する理解が深まるということをご期待しつつこの政策を進めるといことだが、原子力長計がこういうレポートをまとめているというのは事実です。</p> <p>長期計画は文部科学省がつくったんじゃないじゃなくて、原子力委員会がつくった。なおかつ原子力委員会は行政機関じゃなくて総理の諮問機関だ。advisory council。英語で言うと。要するにアドバイスしている。こういうことをすることが望ましいという提言をしている。それを受けてどういう風に進めるかを考える。直接的にこのアドバイスを受けて学校教育の中ではこうこうこういう風になければいけないと、いうことを通達でも出したとしても、新しい指導要領が基本にあって、その基本には教育基本法があって、その中で新しく原子力も放射線もいろいろエネルギーも含んだ、理解を深めるための教育をなさよということになっているので、その教育をするために少しこういうプログラムを考えてみたいと思うところがあったら、資金を提供し支援させていただきますという形でプログラムをスタートしているわけで、決して画一的、統一的に指示をしているわけではない。そこらへんをしっかりと。いったん切れてるということをご理解頂きたい。</p> <p>原子力の推進のための長計に基づいてこの新プログラムというものは構想されたけれども、そこは否定していません。ただそこは、教育の体系がありますね、基本法から始まって教育指導要領があって教科書があって、そして先生方がいてという。そういう体系の中で、必要なニーズが出てきたときに支援させていただけるというものとして作ったということで、両体系が一応調和しているというか、切れているということをご申し上げたかった。決して私は前の自分の出したペーパーを否定しているわけではない。</p> <p>長計の中味を学校教育の中でやるためのプログラムではないわけでありまして、学校は学習指導要領に書かれた指導をする、教育をする場でありまして、そこで我々が提供するプログラムが非常に有効だというふうに学校や自治体が考えられるのであれば、利用していただけるように準備しているということ。長計の中味を、この文書を使うと「強制的に、教育に反映させなければならぬ」ということを、我々が行政として押しつけているわけではない。</p> <p>補足すると、長計の中に書いてある所では、原子力を推進することが良いことだとか、そういうことをせよとは全く書いていない。原子力に関する教育は重要だと書かれている。</p>
<p>3. 学習指導要領 原子力については学校教育できちんと教えることになっていまして、学校教育では子供達の発達段階に応じて原子力とか放射能を含めたエネルギー問題について正しい理解が得られるように考えている。従って理科とか社会科とか関係する教科において位置付けられており、中学</p>	<p>学習指導要領によってまさに総合的な学種の時間については、中味は学校において定めるということになっているので、一義的に中味について国としてこれをやれと示しているものではない。従って原子力長計、ほかにも環境に関するものであるとか、外交、NGOに関するもの</p>

校の社会科で資源エネルギーの開発・利用について、理科において水力・火力・原子力等のエネルギーの重要性とその性質についての基礎的事項と、そういったことを教えることとなっている。学習指導要領はそのように大綱的記述になっており、それを具体的には各学校現場で教科書に基づいて授業を行っている。教科書はこの学習指導要領に基づいて民間の会社が執筆したものを文部科学省が学習指導要領の趣旨に照らして、過不足扱っているかどうかという観点から検定し、合格した教科書を各学校現場で使っている。具体的には、各教科書を来年度使用される教科書が見本として出ているが、子供達がエネルギー問題を正しく判断できるようにメリット・デメリット両面からバランスよく記述されているので、そういったことで学校現場ではそういったメリット・デメリットを教えて、子供達がエネルギー問題について正しく判断できるようにすることが非常に大切。

やはりそれは、彼の言うとおり、バランスよく正確な知識をいろんなエネルギーリソースに渡って、提供することが大切。

総合的な学習の時間でどのような学習活動をやるかは、各学校が地域、生徒の実態の実態に応じて学習課題を設定してやることになっている。もちろん、国の方でこれをやりなさいよということは決めていないので、もちろん国がつくっている教材もない。ですから、各学校等でのような学習活動に応じた教材を用いることはあると思うんですが、一般的な教科書以外の副教材については教育委員会が認可をしたり、届け出をしたりというシステムになっている。

そういう関係があるんじゃないんですが、世の中の基盤を形成する重要なもの、考え方についてはちゃんと学校教育の中で教えることが大切だと思っております、エネルギーについては指導要領の充実がありまして、それは文部省時代に充実がなされていまして、今までの単に原理を教える段階から利用の内容についても理解できるようにするとか、放射線の特質について情報提供する、よく考えようとか、各学校でやって行かなきゃあならない。そのとき必要な良い副教材があったらと思われる先生方も多いと思います。そういったニーズに応えるような資料づくりをしていきたい。

メリットとかデメリットは正しく書かれる必要があると思う。それは他のオプションも同じ。

学習指導要領でも「利用」について正しく理解するような教育を施さなければならないとなっていて。その「利用」の実態ということを正しく提供するのが求められている。

それからエネルギー源としては広範に使われ社会の基盤になって、35%くらいの電力を賄っているという意味もあり、そういった現実、また放射線利用が進んで、福祉、製造に非常に役に立っているという現実などを踏まえて、ものを考えていただかなければいけないということもあって、そういうことは新しい学習指導要領にも反映されていて、例えば社会科これは中学校レベルですが、「資源やエネルギー問題について考えさせる」、それから理科では「原子力などのエネルギーの有効利用の重要性を考えさせる」。それから高校では理科で「原子力を含むエネルギー資源の特性や利用についてちゃんと勉強する」、さらに「放射線の性質などについて考える」というふうに改訂されている。今後そういう改訂に沿った指導が充実されていくというふうに思っている。

学習指導要領の性格は、学校が子供達に教えるべき事項というものを定めていますので、ですからこういったことを指導しなさいという、理解させなさいという形になっている。それで、エネルギー問題や原子力問題は学校

であるとか、開発教育に関するものについても総合的な学習の時間を利用することはありうるというような記述や議論がされていると聞き及んでいる。いずれにせよ国として一律に示すものではなくて、いくらか選べる理由の中で出しているものだ。

指導要領に定められているのは、あくまでも原子力あるいはエネルギー等に関するメリットと危険性を合わせて教えて、それに関して判断力を養う。一方推進だけを教育の中でやるに関しては必ずしも押しつけるものではないと考えている。学習指導要領は大綱的基準となっているから原子力教育について教える際にも、推進だけでなく危険性もあわせて教えていくものであると考えている。

学習指導要領でも各学校段階に応じて原子力やエネルギーに関する教育はするということになっています。電気に関する学習であったり、エネルギーに関する学習であったり。そういったものを総称して、原子力やエネルギーに関する教育と読んでいますが、そういう学習を充実させていくことが重要だというふうに述べているわけであって、ここで言われている、いわゆる押しつけ教育をすべしということを経験で言っているわけではないということをご理解願いたい。

とくに今回想定されるのは、総合的な学習の時間で授業をすることが想定しうるが、総合的な学習の時間の主旨は、生きる力を育み、教科横断的な学習をする点。これについて、まさに各学校にどういふことをやるかは委ねられていて、国としてやりたいものに対して援助するというのが今回の主旨。義務づけるものではないというのが第1点。その取り上げ方については、エネルギーに関してはメリット、デメリットも含めて正しい判断ができるようにすることを学習指導要領で目的としており、総合的な学習の時間においても教科横断的、(3秒ほど聞き取れず)総合的に学習するということが目的とされていますので、メリット・デメリットバランスよく正しい判断ができるよう事業ができるようされている。長計においても原子力課の方から説明あったように、一方的に推進を行うものではなくて、メリット、デメリットも含めてパブリックアクセプタンス等もしていかなばという計画ですので。さらに言うなら原子力課長から説明したように、学習指導要領と長計は行政的には切れている所がある。切れているのを前提にして、長期計画の内容について学校で教えることが可能かどうかという問い合わせだが、諸問題の一課題として取り上げることは当然あり得ることと考えているし、学校現場でメリットデメリットワンセットで教えるのであれば、お金がひも付きで問題だということだが、少なくとも無いよりはあった方が……(場内から驚きの声)教育現場ではメリットデメリットをバランス良く取り上げるというのを前提として、これを取り上げるというのが可能であるか、不可能であるかといえば、可能であるという答えになると思う。

教育では先ほどから出ているように、メリット、デメリットといういろんなアプローチをして、子供達に多面的な見方が出来るような能力・態度を養っていくことが大事。だから一面的に教えるんじゃなく、やはりいろんな考え方がありまして、いろんな観点から子供達に教えさせて、子供達が将来正しい判断ができるような、そういった態度を養っていくことが大事。

それから教科書の話がありました。高等学校の教科書は検定中でまだ私も全然、担当じゃないので見ておりませんのでコメントする立場じゃありませんが、小中学校の新しい来年度から使用される教科書については、例えば中学校の社会科の教科書ではエネルギーに関する課題を学習する中で、原子力発電は総発電量の35%を占めているとか、原子力発電は少ないウランで大量のエネルギーが与えられたり、二酸化炭素が発生しない利点がある。一方、放射性廃棄物の処理や放射能漏れなど安全面など安全面でも問題がある。そういった両面から記述がされていると、私も理解しているところだ。

それから、発達段階。まさに、こういったエネルギー問題、原子力というのは子供達の発達段階を踏まえて、教えていくことが大事。小学校にいきなり原子力の話を行ったって。社会科でも地域の学習とか、日本の学習とか、そういったレベルに留まっているので、子供達の発達段階に応じていろんな見方から教えていくことが大事。

や、国が、その、あの今地方分権の時代ですから（失笑広がる）こと細かくあれこれ教えなさいというのではなく、学習指導要領は非常に大綱的な基準になっておりますし、まさに総合的な学習の時間というのは国が一律的に学習課題を示すんじゃなく、学校の地域の実情に応じて・・・

4. 税源は電源特会

は、午前中科学部会でも説明したが、講師派遣や副教材購入はあくまで例示で、別にその内容に限定されるわけではない。制度の趣旨に照らしてふさわしい事業の提案があればそれも、受け止められる。交付金の交付対象事業になり得るということ。その内容は具体的な申請があって、各都道府県が作り上げて申請してくる。この時点で初めて明らかになるもので、今はこういうメニューカテゴリーがあるということを示しているだけだ。具体的な中身ではない。原子力教育への取り組み、予算への質問があるが、これは先生方に対する体験的セミナーというものなどから構成されている。平成11年からある。平成11年、12年とあり、13年、来年も開催予定がある。

それから。交付金は。えーっと。ま、これ、あの、書いてあるように電源開発特別会計の中の電源立地推進対策交付金の一環として計上され、電源立地勘定の中で概算要求している。えーっ。えーっ。我々、あの、文部科学省としてはエネルギーは国民生活の基盤を支える非常に重要なもので、それは国民全体が、言葉を換えれば国民一人一人がちゃんと原子力だとか放射線を含めて、エネルギー問題全体に対して正しい認識をもつというのは重要なことと考えている。この考え方に沿って学校教育においても小中高等学校の教育を通じて生徒の知識レベルとか発展段階に応じて、正しい知識を提供していく、正しい情報を提供して、自ら考えていく力を伸ばすことは非常に重要と考える。そういう考え方に基づいてこの施策を提起させていただいている。

原発立地の促進のための予算の中から出ます。

原発を推進する教育をしようと言うわけではない。エネルギーについているんなソースがあるので、その特質を正しく理解してもらうための情報を提供する目的で実施される。それが、即、電源立地に寄与するかどうかはわからないが、正しく現状を将来を展望していただいで、将来を担う学生さん方にものを考えていただくこと

電源特会は原子力だけやってるわけじゃなくて、新エネルギーも取り組んでいるし。

まあ、あの、原子力開発利用全般にわたっているいろんな事業が取り組まれ・・・

電源特会の立地勘定からの予算なので立地促進のためのプログラムじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、（会場から非難の声あがる）立地勘定は従来からもっと幅広い理解増進活動をやっている。例えば「はかるくん」とかお配りして実際に環境にどれだけ放射線があるか、目で見てわかるようにいろいろプログラム開発している。それは正しい知識を目に見える形で提供する良い方法だと思っている。別にそれが即刻立地促進につながるとは思っていない。ただ、正しい理解を持ってもらうということが回り回って合理的な思考をしていただけるんじゃないかと思ってこういうプログラムをやっているということで、期待をしているというのが良い表現かもしれない。直接的な立地促進のプログラムばかりじゃなかったということ、説明したい。

何回かこういう会合を持って、前回だったか前々回だったか、初等中等教育局からも説明があったが、原子力エネルギーのことだけでなく道徳、環境のために使える特別の財源も一般会計で手当されている。額はそれほど大きくなかったようにも聞いているが。我々の支援予算も決して多いと思ってなくて、全国47都道府県あってその下に市町村があってという現状を考えると、3000くらいでしょうか、考えると、決して多くないと思うが。総合的な学習の時間の中で道徳について何か特別なプログラムを開発したいとか、資金が必要な場合にはそういうところに要請していただいて、予算を取る。あるいは環境について特別な講師を呼びたいというときはこのプログラムを使う。もしエネルギーとか原子力について何か教育を充実させたいと思う学校があったら我々の所に来て支援を受ける。

は非常に重要。

出所はそうかもしれませんが。出所は電源特会かもしれませんが、どういう教材を作るかは各教育委員会なりが判断して、学校がどれを使うかは判断するわけです。国が一面的な取り上げ方しかないものを「おまえらこれを全部生徒に教えなさいよ」ということはどこにも書いてございませんので、あとあくまで学校や地域の実情に応じて、副教材はこういうものを活用していくのかは各学校が判断して、最終的には市町村の教育委員会が権限として持っているということだ。

5. 「原子力・エネルギー」という名称

原子力を中心に全体に渡る正しい知識を提供するためのプログラムです。

原子力が中心ですが。

この前提出したペーパーには「国民の一人一人が原子力やエネルギーの問題について正確な理解のもとに考え、判断するためには正確な知識が必要だ」と書いてある。いろいろなオプションについて知識を提供するのが大切だと考えています。

あ、そりゃあ、タイトルはそういう風になっています。

原子力が中心であるとは申し上げたとおりです。ただし、いろいろなオプションについてちゃんと情報・知識を提供することが大切です。

午前中の話し合いにもあったが、原子力の中には放射線利用というものすごく広い分野がある。それは必ずしもエネルギーじゃなくて、放射線利用だ。

いや、ぜんぜん関係ありません。厚生労働省がなぜしないか・・・？それはあ・・・。厚生労働省は、ユーザーでありまして、治療装置として確立したものを使って、実際使用するのが厚生労働省。我々は治療装置となりうるものを開発して提供することが仕事です。例えば、放射線医学研究所における重粒子線照射施設がある。

原子力が中心ですが、エネルギー全体。

まあ、あの、何でしょうか。こういうPRのですね。

私が強調したいのは、原子力がプラスの面ばかり持ったエネルギーリソースだと言っている訳でもなく、完全に拒否すべき、危険なエネルギー源だというわけでもなく、その両方について目配せしながら取捨選択をする、そういう能力を学生さんたちにもってほしい。

6. 原文振の教材

原文振のことだと思いますが、手元に持ってまいりましたが、原文振が独自事業でつくった物で、文科省としては資金を提供したわけではございません。この冊子の内容はとずっと書いていますが、大量生産大量消費大量廃棄を奨励しているかどうか見てみたんですが、リサイクルについての3Rが大切だとの記述もあって、リデュース、リユース、リサイクル。それから省エネルギーの大切さも語られていたように思います。決して、ご指摘のような一方的なものにはなって居ません。

我々の予算はまさに県を通じて、教育委員会を通じて現場に提供されることになる。経産省の予算は委託事業だと聞いている。社会経済研究所ですか、そういった所への委託事業だと聞いている、・・・

あの、一つ理解をして頂きたいのは経済産業省はエネルギーとしての原子力開発をやっている。だから、実用発電原子炉のことについていろいろな立地のための事務をやっている。我々は科学技術振興の立場から原子力の開発利用をやっている。

我々の事業も推進とか反対を鮮明にした事業ではなく、「はかるくん」のように実際に放射線がありますよという事実を目に見える形で提供するような事業もやっていて、電源開発促進対策特別会計の中でずっとやられてきている。財務省もOKし、会計検査院も通っている。正しい知識を伝えるだけのプログラムとして活用することが、この会計にそぐわないわけではない。

これは何回も話しているが、エネルギーと原子力は包含関係にあるんじゃないで、エネルギー以外の原子力利用もあって、その所がエネルギーでは読み込めないの（場内ざわめく）。なあんだ屁理屈だと思われるかも知れないが、医療とか食品照射とか電子ビームの応用とか、もの凄く多くの放射線利用が行われている。それを全部包含するための修正だったと頂きたい。

本件については、そもそも最初からエネルギー全般についての正しい知識をという話をしていたとおり。原子力に中心があるのは間違いないんで、原子力教育にしているが、エネルギー教育とは言いにくい事情があるということ

「・」は並列だから、両方が主体だが、順番を見て分かるように、原子力に主体がある。

原文振は我々の委託で事業をやったのではなく、自主事業として実施していて国からはお金をもらっていません。我々を出していません。まあ、記述も見ましたがそんなにバランスを失ったような書き方かなという気はします。それは（再公開質問状の）2の5くらいに書いてあったようですが、むしろどのエネルギー源に関してもその原理と使い方について平等に書いてあるわけで、それぞれが過去にどんな事故を起こしたかということについては、どれもあんまり取り上げていないということであって、そういう意味では割と記述はフェアかなと思います。

いずれにせよ冊子は我々の委託で行ったものじゃなく

	<p>て、自主事業ということで、財団がそういうことに。</p> <p>編集委員の中にですか。人的な貢献をした方もおられるかもしれませんが、少なくとも我々は電源特会なんかを使ってその冊子を作るための資金提供をしたという事実はない</p>
<p>7. 交付金が入っている項目の説明</p>	<p>いやあ、放射線監視施設の設置に必要な事業費等だから…</p> <p>関係ないけどその中に含まれると理解していただきたい。</p> <p>いやあ、原子力発電施設等が設置されている地域等というのは原発の設置県以外の地域です。監視事業というのは一つの例示でありまして、その中の…</p> <p>1番なじむから。</p> <p>ここで1番いいだろうと。</p> <p>環境監視も…</p> <p>これちょっと調べさせて下さい。</p> <p>等で、等で読むしかないと…</p> <p>安全を確保して、理解を得るためにだ。</p> <p>放射線監視もいわゆる安全であるかを確認するというところで監視をやっている、自治体が。そういうものに対して理解を得る。</p> <p>すいません。もう少し検討してみたいと思いますが、なんて言うか内訳なんか見ながら見てみたいと思います。とりあえず、6番は補助金。5番4番は調査。3番は試験研究。1か2なんです、交付金っていうのは。2は発電用施設の設置が予定されている地域というふうに、なんか限定されていて、ほとんどの交付金は1の中でやってるんですね。そんな関係もあって1の所にこの予算は入れていますけれど。理解増進活動も従来のものは1の中でやります。それであと代表的な事業を1つ掲げて、あと、等で読み込んでいくというようなやり方をとりますので、関係ないように思えるかもしれませんが…</p> <p>交付金制度であって既に原子力施設が設置されている地域と、設置されていない地域も入っているんですが、(自分でおかしくなって笑いながら)そういうカテゴリーが良く合うということで1番。</p> <p>いやあ、それは、教育にからんだ形で。原子力とエネルギーにからんだ、いわゆる教育に必要な理科教材ですね。それはやはり縛りを、縛りって言うか、使い方はおのずと制約がある。</p>
<p>8. 文部省と科技厅の関係</p> <p>私ども、統合されました、それぞれ教育、科学技術・学術、文化・スポーツいろんなものを合わせて振興できる立場の役所になりましたので、融合というか施策の調和を發揮させて統合の効果を上げたいと思っている。</p> <p>自己矛盾じゃなくて、正確と言ったら怒られるかも知れませんが、(場内軽い笑い) 偏らない事実に基づく知識を提供するということが重要。それはまさに別のカテゴリーの行政でありまして、そここのところの基本的な考え方は統合によって変化があったということはありません。</p>	<p>法律が別の体系で行われているということは、統合される前も後も変わらなくて、教育は教育の体系の中で、原子力の推進だとか利用ということは別の体系で行われていまして、それは担当の局が違ってやられて意思決定も違うということだから、特に統合の前後で事情が変わったということはない。</p> <p>さらに追加させていただくなら、従前から政府としてやっていることで、省庁縦割りでやっているのではない。省庁再編でステイタスが大幅に変化したということはない。</p>
<p>9. その他</p> <p>それから、エネルギー政策基本法については、確かにエネルギー需給に関する基本法ということで、非常に重要</p>	<p>放射線は確かに医療用に使えば人体にダメージを与えますが、悪い病巣にもダメージを与える。そのトレードオ</p>

な法案ですが議員立法でつくられていて、私ども政府一員としてこれに見解を述べる立場にない。この辺は控えさせていただきます。この基本法と今回提供させていただこうとしている交付金事業とは直接関係はない。間接的にもないと申し上げられると思います。

フでメリットが大きいという判断の元で皆さん受け入れて使う。メリットデメリットあるわけです。メリットが大きいときに皆さん受け入れて使う。デメリット無くするためのいろいろな努力をしている。例えば、重粒子線にすると患部に届くまでにエネルギーをあまりロスしないで患部で一拳にエネルギーを放出するという効果がある。そうするとメリットは大きくてデメリットは小さくなる。原子力発電でも同じで安全のためのいろいろな努力をしているし、その努力にも関わらず事故が起こっているのはご指摘の通りだ。それもまた教訓にしていかに閉じこめるか、いかにして放射線を封じ込めるかということ、改良に改良を加えながらメリットを引き出す努力をしている。放射線利用を話すことが良いことだけ、メリットだけの宣伝じゃないかとおっしゃられたが、実際に利用が進んでいるというメリット面の方が若干、評価されて大きいという判断の元で社会に実用が進んでいるとことを言っているだけ。

(原発はこんな危険があるということを研究している団体があるがホームページに載せることは)そこはちょっと考えてません。

いやあ、どういう授業にするかは現場がやること。先ほどの質問で反対の教育をした場合どう考えるのがですが、そこは初中局から答えるべきかもしれないが、基本的に学校現場で原子力の推進は良いとか、原子力の反対が良いとかいう教育をするのは適切でない。

前提となるのは学校で選ぶということ。学校現場では一方に偏った考え方を教えるのは非常に不適切。推進、反対の意見があるなら両方説明して子供に自分で考える力を身に付けさせる。その中で推進の講師を取り上げることが、ありうるかありえないか、そういうものを取り上げてはいけないのかと聞かれたので、それは必ずしも立場が明確だから取り上げてはならないということにはなりませんねと説明した。明らかに一方的な意見を最初から言うというのが明らかであるというのは別ですが。両論あるいはバランス良く取り上げる中において推進の立場というのもあり得る。

(廃棄物は)安全審査の中で、もの凄い低いレベルに。

そういうことで(廃棄物などの)施設の設置が認められている。

被曝線量評価もきっちり……

少々被曝してもという言葉を使ったつもりはないんですが。

管理区域の中もICRPという国際的な機関が認めたそういう限度でちゃんと管理されてます。それが安全な範囲内であるというのは国際的な専門家の中で認められていること。

10. 今後について

えーっと。見込みは、こう、ちゃんと情報収集をしたとか、アンケートを取ったとか、そういうことはありません。ただ、期待する声があるのも確かです。それは別に悉皆調査をしたわけではないので、どこの県もが期待しているかという必ずしもそうではない。

さきほど説明したように、原子力委員会の方で重要性の指摘を踏まえて制度創設をした。それをどれだけ使っていたか、予算が成立して募集をかけてみてわかる。

そんなことしません。今の御発言との関連で、もし手をあげるところが非常に少なくて予算が余れば、不要にしようと思っていますし。

しかも、プログラムはメニュー化されていて、取捨選択できる。発想した、企画した人たちが一番良いと思えるようなそんな制度として設計している。自主性とか選択制とかそういうことが、学校側にある、教育委員会側にあるようなプログラムとして設計しているということ、くり返しになるが私が、局が原子力推進の局だとしても、そこは学校教育の領域に直接論理が入っているものではない。

交付要領は必ず作りますし、審査の団体。

これは原子力課長の方からも説明があったように地域が、各都道府県や自治体がうちの県ではこういった教材や研修をしたいという計画を立てて、それに対して国が経済的な支援をしたいという仕組みになっている。従いまして基本的には、学習指導要領や教科書、まあ学習指導要領は大綱的になっているわけだが具体の主たる教材は教科書を使って授業を行っているが、もうちょっと掘り下げて、資料を使って勉強したいと、させたいというときはいろんな研究団体、先生方の作っている研究団体がつくった補助教材とか、いろんな民間で作っているような補助教材とか、そういったものがあって、そういったものを適宜使いながら授業を展開しているわけだが、そういった地域の実情、子供達の発達段階に応じて、うちのもうちょっとこういった原子力やエネルギー問題についてこういった教材を作って子供達に考えさせたいという計画のある所に国としても支援をしていくという作りになっている。

さきほどから紹介している、学習指導要領の充実もありそういう原子力を含むエネルギー教育がこれから充実されようというときに、必要なデータとか資料、必要に応じて講師、そういったものを提供するということを企画させていただく。その企画のきっかけには各界の委員で構成された原子力委員会もあったということです。